

こまつ観光物産ネットワークコンベンション等開催補助金交付要綱

(平成26年4月1日 制定)

(平成29年4月1日 改正)

(平成30年4月1日 改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、小松市内で開催されるコンベンション・合宿等の誘致を推進するため、一般社団法人こまつ観光物産ネットワークによるコンベンション等開催補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コンベンション等 学会，大会又は会議等，修学旅行又は合宿及びスポーツ大会並びにこれらに準ずるものをいう。
- (2) 学会 主に科学者により構成される団体で，学術研究の向上及び発展を図ることを目的とする団体又は代表理事が認める団体が主体となって開催する学術研究の発表又は討論のための集会その他これらに準ずるものをいう。
- (3) 地方学会等 中部地域及び中部地域に相当する地域を対象とする規模のものをいう。
- (4) 全国学会等 地方学会を超える規模のものであって全国的な規模のものをいう。
- (5) 国際学会等 日本を含み3カ国以上から外国人が相当数国外から参加する規模のものをいう。
- (6) 大会・会議等 各種の組合その他団体，組織の構成員等が，特定の課題に対して意見の発表及び討論をするための集会又はこれに類するものをいう。
- (7) 修学旅行・合宿 県外の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定するものをいう。）及び専修学校の学生等により実施されるものをいう。
- (8) スポーツ大会 各種の団体及び組織が，スポーツの振興や競技力の向上を図るために開催する大会をいう。
- (9) 主催者 コンベンション等を主催する団体をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付対象とするコンベンション等は，次の各号に掲げる要件をすべて満たすものをいう。ただし，代表理事が交付対象として特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 小松市内及び近隣の市町内のコンベンション等施設で開催されること
 - (2) 小松市域を超える規模を有するコンベンション等であること
 - (3) 宿泊が小松市内であること
 - (4) 参加宿泊者数が延べ30人以上であること
- 2 次のものは補助金の交付対象としない。
- (1) 国又は地方公共団体が主催するもの
 - (2) 指定強化合宿等へ参加するもの
 - (3) 公共施設や簡易な宿泊施設で宿泊を行うもの
 - (4) 営利を目的とするもの
 - (5) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの

(6) コンベンション等の実施に対して、小松市から別に直接的な補助を受けたもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額及び限度額は、別表のとおりとする。

2 第3条第1項のコンベンション等に参加する者であって次の各号に掲げる者がある場合の補助額は、当該者の人数に500円を乗じた額を加算した額とする。

(1) 鉄道路線を利用しJR北陸本線の小松駅、栗津駅、明峰駅若しくは能美根上駅を乗降する者。

(2) 航空路線を利用し小松空港で乗降する者。

3 前項に掲げる交通機関の乗車券又は航空券の購入費が、1人につき500円未満である場合は加算しないものとする。

(交付の申請)

第5条 主催者は、コンベンション等の開催前に、次に掲げる書類を代表理事に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 収支予算書(様式第1-1号)

(3) その他代表理事が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 代表理事は、前条の交付申請があったときは、その申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは交付を決定し、その内容を申請者に通知するものとする。

2 代表理事は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため、必要があるときはその交付の申請に係る事項に修正を加えることができる。

(補助事業の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた主催者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業終了日までに、次項に掲げる書類を代表理事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合はこの限りでない。

(1) 補助申請額を変更しようとするとき

(2) 補助事業を中止しようとするとき

(3) 補助金申請を取消しようとするとき

2 前項による変更申請をしようとするときは、速やかに次に掲げる書類を代表理事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更承認申請書(様式第2号)

(2) 変更収支予算書(様式第2-1号)

(3) その他代表理事が必要と認める書類

3 代表理事は変更を承認したときはその旨を主催者に通知するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 前条に規定する軽微な変更とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 主催者，事業名，開催期間及び別表に定めるコンベンション等区分に変更を伴わないもの
- (2) 補助申請額の20%以内の増減

(実績報告及び請求)

第9条 主催者は，補助事業が完了したときは，速やかに次に掲げる書類を代表理事に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第3号）
- (2) 収支報告書（様式第3-1号）
- (3) 宿泊証明書（様式第3-2号）
- (4) 写真等記録
- (5) 請求書
- (6) その他代表理事が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第10条 代表理事は，前条の実績報告書を受領したときは，その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは，交付すべき補助金の額を確定し，その内容を主催者に通知し，補助金を交付するものとする。

(補助金の支出)

第11条 前条により確定した補助金は，主催者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。ただし，主催者の名義ではない金融機関口座名義を指定する場合は，委任状を添付しなければならない。

(補助金交付の取消し及び返還請求)

第12条 代表理事は，主催者の提出書類に誤り又は偽りがあると認めるときは，補助金の交付額を減額し，又は補助金を交付しないことができる。

2 補助金を交付した後に前項の書類に誤り又は偽りがあると認めるときは，交付した補助金の一部又は全部の返還を請求することができる。

(特典の交付)

第13条 代表理事は主催者に対し，補助金の交付対象とするコンベンション等に参加し，市内の宿泊施設に宿泊する者1名につき，指定店舗で使用できる1,000円分お買い物補助券1枚若しくは小松市内観光施設等共通入館券（1週間券）1枚を交付することができる。

2 1,000円分お買い物補助券の交付及び使用できる店舗については別途定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，代表理事が別に定める。

別表（第4条関係）

コンベンション等区分	宿泊1人1泊あたりの補助額	限度額
イベント（文化、スポーツ）	300円	500千円
学生の合宿	300円	500千円
修学旅行	300円	500千円
地方学会等	300円	3,000千円
全国学会等	500円	3,000千円
国際学会等	5,000円（国外参加者）	4,000千円
	2,000円（国内参加者）	
その他	300円	500千円